# 電力供給契約重要事項説明書(店舗応援でんき)

電気事業法第2条の13の規定に従い、下記の小売電気事業者とお客さまが電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。 その他詳細の約款についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気供給約款 掲載 URL: https://eco-log.co.jp/terms

	株式会社エコログ 小売電気事業者登録番号 A0550 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1 丁目 4-10		
小売電気事業者	お問い合わせ窓口 電話 0120-550-082 受付時間 10:00-18:00(月~金) ※土曜・日曜・祝日は非営業日		
(契約当事者)	Eメール info@eco-log.co.jp		
	※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	お電話にてお申込みを承ります。	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
/#终雨口	100//200/	ᄼᆥᆂᄴᄵᇋᄹᄁᄢᄼ	料金表記載の通り。ただし、一定期間
供給電圧 100V/200V		小売供給に係る料金	料金の割引を行うことがあります。
	東日本 50Hz / 西日本 60Hz		原則検針・計量日の属する月の末日。ただし、
周波数	(静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境	請求締日	
	に、東側を東日本、西側を西日本としています)		末日が営業日でない場合には、前営業日。
契約種別	お申込み内容通り	契約容量	お申込み内容通り

# ■供給開始予定日

- 1.供給開始日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の最初の検針日となります。
- 2.当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

# ■料金の支払い方法・支払期日

支払方法		支払期日	
クレジットカード	支払日はカード会社によって異なります。	下記の場合を除き、原則として請求締日の翌々々々月末日 【支払期日が請求締日の翌々々々月末日以外の場合】 1. 電気供給約款40(お申し出による供給契約の終了) (1)の定めに従い供給契約が終了する場合 ①40(お申し出による供給契約の終了)(1)で定める解約予告日時点において支払期日が到来しておらず、かつすでに支払義務が生じている料金については、解約予告日の翌月末日 ②40(お申し出による供給契約の終了)(1)で定める解約予告日時点において支払義務が生じていない料金については、請求締日の翌月末日 2.1.によらず供給契約が終了する場合 ①供給契約終了日時点において支払期日が到来しておらず、かつすでに支払義務が生じている料金については、情報契約が終了する場合	
その他	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	②供給契約終了日時点において支払義務が生じていな い料金については、請求締日の翌月末日	

	当社は、お客さまに対する電気料金債権を、
債権譲渡	当社が指定する第三者に譲渡する場合があ
	ります

#### ■遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがあります。遅延損害金の額は、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合(年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。)を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

### ■ご請求金額・ご使用量のご確認

毎月のご請求金額・ご使用量は、「店舗応援でんきマイページ」にてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。

### ■スマートメーターへの取り替え

- 1.お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。 (受給開始後、取り換える場合もございます。)
- 2.取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

## ■お客さまの申し出による契約の終了

お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、希望する終了日の3か月前の日(以下「解約予告日」といいます。)までに、当社に通知していただきます。

### ■違約金

お客さまの都合により供給契約を終了する場合で、供給停止ご希望日の3か月前までに解約手続きを行わない場合、1供給契約につき金10,000円(不課税)を 違約金(以下「未告知違約金」といいます。)として申し受けます。なお、上記の場合であっても、お客さまが終了日時点において履行していない供給契約に基づ、当 社に対する債務を、終了日が属する月の翌月末日(終了日の直後の検針日が終了日の属する月の翌月に属する場合は、翌々月末日)までに全て履行いただいた 場合、当社はこれを免除いたします。

## ■附帯サービスの内容及び料金等

- 1.店舗応援でんき 従量プランのお客さまは、供給契約に自動的に附帯するサービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社(以下「匠 W&P」といいます。)が 提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」(以下「サポートパック」といいます。)を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートパックの 利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。その他サポートパックに関する詳細は以下のとおりです。
- 2.サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」(以下「サポートパック利用規約」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。
- 3.サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、電気の供給開始日の属する月の翌月1日とします。
- 4.お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5.附帯サービス料金は、3 に定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6ヵ月目までは無料、7ヵ月目以降は月額4,378円(税込)とします。
- 6.お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、5 に定める無料期間は適用されないものとします。
- 7.お客さまと当社とのご契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、供給契約が終了

した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代 行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

## ■料金調停の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

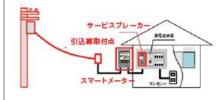
### ■契約に関わる注意事項

- 1.当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等(以下、旧事業者という)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等 に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引ま たはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があ ります。
  - ●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係るサービス等
- 2.当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客様には、当該一般配送電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客様の供給契約を解約する場合があります。詳細は電気供給約款および託送供給等約款をご参照ください。(以下、重要部分抜粋)
  - ●検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
  - ●一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること
- 3.お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。また、当社は、解約希望日の1ヶ月前までにお客様に対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。
  - ●お客さまが電気料金(この契約以外の電気料金を含みます)を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
  - お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合
  - ●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
  - ●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合
- 4.当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を 行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。
- 5.供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用に ついて、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電 気供給約款をご参照ください。

## ■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担は原則ありません。

それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。



# ■電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります

- ●凍結するおそれのある地域の廃止:凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。(このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。)
- ●マンション等の共用灯の廃止:エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、 また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。
- ●人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

### ■電源調達調整費について

料金には、以下の通り定める燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとします。

## 1.燃料費調整

燃料費調整とは、その月の使用電力量に、料金表別表6燃料費調整(1)に基づき算出される平均燃料価格に応じて、以下に基づき算出される燃料費調整単価を乗じた金額(以下「燃料費調整額」といいます。)(ただし、最低料金の設定があるご契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される基準単価に基づき算出される燃料費調整単価といたします。また、この場合の電力量料金の燃料費調整額は、その月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。)を、その月の料金に加算または減算をする制度です。なお、管轄エリアごとの「基準燃料価格」「基準単価」は下表のとおりです。基準単価の金額は税込とします。

No.	平均燃料価格	燃料費調整単価の算出式	燃料費調整額の加減
4		(「基準燃料価格」-「平均燃料価格」)×「基準単価」÷1,000×当社が電気	料金から燃料費調整
1   「基準燃料価格」未満の場合	供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数	額を減算します。	
	「甘油炒川本物」とからでは	(「平均燃料価格」- 「基準燃料価格」)×「基準単価」÷1,000×当社が電気	料金に燃料費調整額
2	「基準燃料価格」を超える場合	供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数	を加算します。

- ※当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。
- ※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されるものとします。

管轄エリア	基準燃料価格	基準単価
東京エリア	44,200円	0.232円/kWh
中部エリア	45,900円	0.233円/kWh
九州エリア	27,400円	0.136円/ kWh

### 2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における各地域のエリアプライス平均値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)に、当社が定める調達単価係数ならびに消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値(以下「調達単価」といいます。)に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。なお、調達単価係数や以下の算式における還元基準値および追加請求基準値は、当社がサービスサイトに掲載する電気供給約款別冊にて定めます。

No.	調達単価	調達調整費	
1 「還元基準	「温一甘洗店」土港の担合	下記により算定する <u>調達調整費(還元)をお客様に還元</u> いたします。	
	「還元基準値」未満の場合   	(還元基準値-調達単価)×使用電力量(kWh)×100%	
2	「還元基準値」以上	調達調整費は0円とします。	
2   「追加	「追加請求基準値」以下の場合		
3	「追加請求基準値」を超える場合	下記により算定する <u>調達調整費(請求)をお客様に料金に追加して請求</u> いたします。	
		(調達単価 – 追加請求基準値)×使用電力量(kWh)×100%	

<sup>※</sup> 調達単価の端数は小数第3位以下を切り捨て、調達調整費の端数は小数第1位以下を四捨五入いたします。

- ※ 当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。
- ※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N+1月1日からN+1月末日までの期間に係る JEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。
- ※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。
- ※ 当社は、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、電気供給約款の定めに従い、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

調達調整費(還元):●調達調整費の還元を分割にて行うこと。

調達調整費(請求):●調達調整費の請求を分割にて行うこと。 ●上記に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

※ 供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額(以下「未履行調達調整費額」といいます。)を、上記の定めにかかわらず、最終の料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電力供給約款23(保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。

#### ■安定供給維持費について

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、安定供給維持費としてお客さまにご請求いたします。

### 1.安定供給維持費の算定

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第 3位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	安定供給維持費の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単
	価 (※2) × (1+消費税率)
	※電気供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1+消費税率)
	※電気供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

- %1:契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。
- ※2:安定供給維持費のkW単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」(名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。)に定め、事前にお客さまに開示します。

# ※ kW単価または月額の改定:

当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものといたします。

## 2.調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間(以下「調整金適用期間」といいます。)において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

#### イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

### □ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に 伴う調整金をいいます。

#### 3.調整金の算定方法

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下 を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	調整金の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定める kW
	単価(※2) × (1+消費税率)
	※電気供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1+消費税率)
	※電気供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

%1:契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2:調整金のkW単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

### 4.調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。 なお、 調整金の還元額が、 調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、 当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、 その後も同様とします。

### 5.調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、4.にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

# 6.供給契約が終了した場合における調整金の取扱い

供給契約が終了する場合、4.なお書きまたは5.に基づく分割を適用した結果供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額(以下「未履行調整金額」といいます。)については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

イ 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまにお返しいたします。

□ 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由によりイの返還を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合(お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。)(には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整金額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

### 個人情報の取り扱いについて

お客さまの個人情報 [氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法)等] は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある

場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、A S P サービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用 した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ(法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。)

1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録 (電子メール等)により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録(電子メール等)を発した時(郵便消印日付や送信日時等)から発生します。

2.この場合、

- ① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
- ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- ④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、お客さまは、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録(電子メール等)にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称:株式会社エコログ 受付窓口 住所:〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 Eメール info@eco-log.co.jp